問い合わせ先

運輸安全委員会事務局参事官付 事故防止分析官 梅沢(内線 54232) 事故防止調査官 浜西(内線 54238) 直通 03-5253-8823

平成23年12月14日 運輸安全委員会

## 旅客船第九十八あんえい号旅客負傷事故に係る 勧告に基づく措置の状況について

運輸安全委員会は、平成 21 年 4 月 30 日に沖縄県竹富町西表島北東方沖で発生した旅客船第九十八あんえい号旅客負傷事故の調査において、平成 23 年 3 月 25 日に事故調査報告書の公表とともに原因関係者である有限会社安栄観光に対して別添 1 のとおり勧告を行ったところですが、今般、勧告に基づく措置の状況(実施計画書)について、別添 2 のとおり同社から報告を受けましたのでお知らせします。

なお、同社から報告のあった勧告に基づく措置の状況は勧告に沿ったものとなっています。

運委参第 642 号 平成23年3月25日

有限会社安栄観光 代表取締役社長 殿

運輸安全委員会 委員長 後藤 昇弘

旅客船第九十八あんえい号旅客負傷事故に係る勧告について

本事故は、第九十八あんえい号が、基準経路から外れて西表島北東方沖のリーフ沿いに波高約1.5 m~2 mの東北東からの連続した波を左舷船首から受けて東南東進中、船長が左舷船首方から接近する大波の接近に直前まで気付かずに原速力で航行していたため、船首がその大波の波頂に乗って波間に落下し、前部客室の旅客2人が、座席から身体が浮いて離れた後、座席に自由落下した衝撃で腰椎を圧迫骨折したことにより発生したものと考えられる。

本事故において、貴社が、安全管理規程に基づき、乗組員に対し、貴社の運航基準等について、適切な安全教育を行っていなかったことは、本事故の発生に関与したものと考えられる。

このことから、当委員会は、本事故調査の結果に鑑み、旅客の安全を確保するため、貴社に対して、運輸安全委員会設置法第27条第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告する。

なお、この勧告に基づき講じた措置について、同法同条第2項の規定に基づき、 文書をもって報告されたい。

記

1 安全管理規程等に係る安全教育について 貴社は、貴社の運航基準等について、乗組員に対し、荒天時の安全運航方策等の 内容を踏まえた適切な安全教育を継続的に行い、これらを乗組員に遵守させること。

2 運航する旅客船の実情に応じた荒天時安全運航マニュアルの作成及び遵守について

貴社は、安全管理規程を確実に実施するため、運航する旅客船の大きさ、客室の状況などを考慮して、経路、速力、シートベルトの着用、船体の動揺の少ない客室への誘導など、荒天時の安全対策について検討し、荒天時安全運航マニュアルとしてとりまとめ、同マニュアルを乗組員に教育し、確実に遵守させること。

平成23年12月1日

運輸安全委員会

委員長 後 藤 昇 弘 殿

有限会社 安 栄 観 光 代表取締役

## 旅客船第九十八あんえい号旅客負傷事故に係る勧告 に基づく講ずべき措置の実施計画について

- 1. 安全管理規程等に係る安全教育についての実施計画
  - (乗組員に対し、運航基準等及び荒天時の安全運航方策等の内容を踏まえた適切な安全教育を継続的に行い、これらを遵守させること。)
  - ①旅客船の安全運航等について安全教育を実施する。(別紙1参照)
  - ②教材として以下のものを使用する。
    - イ DVD教材等の活用
      - DVDタイトル「安全運航 ヒヤリハットを活かす」
      - DVDタイトル「安全運航 ヒューマンエラーをいかに防ぐか」
      - DVDタイトル「安全運航 小型船&高速船&超高速船」
      - DVDタイトル「操練の重要性」「緊急時の対応」旅客船の接客サービス」
    - ロ 平成20年2月18日付「冬季・荒天下における高速旅客船の安全運航及び旅客の 安全に係る方策等について」(別紙2参照)
    - ハ 「冬季における高速旅客船の安全運航について 乗客の安心・安全のために」 (別紙3参照)
    - 二 安全管理規程(運航基準、作業基準、事故処理基準等を含む)(別紙4参照)
  - ③船舶の分野のみならず、他の交通分野の専門家等に講師を依頼して、安全講習会を 実施する。(別紙5参照)
  - ④乗組員の理解度を把握するため、安全講習会にて運航管理者又は運航管理補助者が 乗組員に対して運航管理規程等の数値を理解しているかなどの質問形式のヒアリ ング等を行う。
  - ※①~③については、既に始めており、④については、今後実施する予定



2. 運航する旅客船の実情に応じた荒天時安全運航マニュアルの作成及び遵守について の実施計画

(安全管理規程を確実に実施するため、運航する旅客船の大きさ、客室の状況等を考慮して、経路、速力、シートベルトの着用、船体の動揺の少ない客室への誘導など、 荒天時の安全運航マニュアルとしてとりまとめ、同マニュアルを乗組員に教育し、確 実に遵守させること。)

①「冬季・荒天下における高速旅客船の安全運航及び旅客の安全に係る方策等について」をベースとして、シートベルト着用や船内巡視などについての「荒天下における旅客への安全対策要領」と各航路の運航基準図に注意事項(例えばジェット船の注意事項や各航路における風向の別、波が高い場合などに応じた注意事項等)を記載した「荒天時運航の注意事項」を添付したものを「荒天時安全運航マニュアル」として作成する。

なお、具体的な速力や針路等を数値化してマニュアルにすることも検討したが、 気象条件によっては、速力を落とし過ぎると舵が効かなくなるなど、具体的数値 を示すことは難しいことから、航路別に注意すべき事項を記載するなどしてマニ ュアルの作成を検討する。

- ②同マニュアルは弊社が主催する「安全講習会」等で乗組員の安全教育資料とする。
- ③同マニュアルについての理解度を把握するため、安全講習会にて運航管理者又は運 航管理補助者が乗組員に対して質問形式のヒアリング等を行う。

### 3. 完了報告期限

- ① 既に実施しているものも含め、1-①~④については、平成24年3月31日までに完了報告を行う。
- ② 2-①~③については、平成24年3月31日までに完了報告を行う。
- ③ 完了報告にあたっては、実施状況が把握できるような資料や写真を添付する。

①安全管理規程等に係る安全教育について

# 安全講習会年間教育実施計画書平成23年1月~12月

<del></del>	平成23年1月~12月	146 -b
	内容	備考
1月	安全講習会 ※年末·年始の安全総点検	社内
2月	安全講習会 ※安全管理規程について	社内
3月	社員全体会議 ※夏季時刻表変更について 運航管理者研修	社外
4月	安全講習会 ※ゴールデンウィーク多客期について	社内
5月	安全講習会 ※台風時の対応について	社内
6月	安全講習会	社内
7月	安全講習会 ※夏期多客期について	社内
8月	安全講習会 ※安全管理規程について	社内
9月	全体会議 ※冬季時刻表変更について 船員安全衛生月間	社内
10月	安全講習会 ※団体・修学旅行多客期について	社内
11月	乗組員研修会	(社)沖縄旅客船協会
12月	安全講習会 ※年末・年始の安全総点検	社内
		<u> </u>

- ①重大事故等緊急を伴う対応は、適宜実施する。 ②社外の講習、研修等 ③朝礼による安全運航の確認(気象情報等及び事務連絡)

# 安全講習会年間教育実施計画書平成24年1月~12月

平成24年1月~12月		
月	内容	備考
1月	安全講習会 ※年末・年始の安全総点検	社内
2月	安全講習会 ※安全管理規程について	社内
3月	社員全体会議 ※夏季時刻表変更について 運航管理者研修	社外
4月	安全講習会 DVD鑑賞「ヒューマンエラーをいかに防ぐか」 ※ゴールデンウィーク多客期について	社内
5月	安全講習会 ※台風時の対応について(講演会予定)	社内 講師依頼予定
6月	安全講習会	社内
7月	安全講習会 ※夏期多客期について	社内
8月	安全講習会 ※安全管理規程について	社内
9月	全体会議 ※冬季時刻表変更について 船員安全衛生月間	社内
10月	安全講習会「冬期荒天時の運航について」 ※団体・修学旅行多客期について	社内
11月	乗組員研修会	(社)沖縄旅客船協会
12月	安全講習会 ※年末・年始の安全総点検	社内
1		

- ①重大事故等緊急を伴う対応は、適宜実施する。 ②社外の講習、研修等 ③朝礼による安全運航の確認(気象情報等及び事務連絡) ④講師をお招きしての講習会の実施。

## 以下の添付資料については掲載を省略

- 別紙-2 「冬季・荒天下における高速旅客船の安全運航及び旅客 の安全に係る方策等について」
- 別紙-3 「冬季における高速旅客船の安全運航について 乗客の 安心・安全のために」
- 別紙-4 「安全管理規程(運航基準、作業基準、事故処理基準等)」
- 別紙-5 「安全運転講習」

運輸安全委員会事務局

## 旅客船第九十八あんえい号旅客負傷事故に係る勧告に基づく措置の状況について

#### ◇本事故の概要(H21.4.30発生)

旅客船第九十八あんえい号は、船長及び甲板員1人が乗り組み、旅客28人を乗せ、沖縄県西表島(いりおもてじま)から沖縄県石垣市石垣島に向け航行中、平成21年4月30日09時40分ごろ、西表島 北東方沖において船体が縦に動揺した際に旅客2人が負傷した



### [本事故の原因分析] (調査報告書公表日:H23.3.25)

- ◆本事故は、本船が、基準経路から外れて西表島北東方沖のリーフ沿いに波高約1.5~2mの東北東からの連続した波を左舷船首から受けて東南東進中、船長が左舷船首方から接近する大波(本件大波)の接近に直前まで気付かずに約25~26kn(原速力)で航行していたため、船首が本件大波の波頂に乗って波間に落下し、前部客室の旅客2人が、座席から身体が浮いて離れた後、座席に自由落下した衝撃で腰椎を圧迫骨折したことにより発生したものと考えられる。
- ◆本船が原速力で航行していたのは、船長が、大きな波に遭遇すると減速及び針路を変更して船体が縦に動揺するのを軽減しようとしていたものの、 波が通過すると原速力に戻していたことによるものと考えられる。
- ◆船長が、本件大波の接近に直前まで気付かなかったのは、変針予定場所に接近したので、船首方及び右舷側リーフとの距離を確認するために右 舷船首方を見ていたことによるものと考えられる。
- ◆本船が基準経路から外れて西表島北東方沖のリーフ沿いを航行したのは、船長が、有限会社安栄観光(同社)の他船船長からの西表島北東岸の リーフ沿いを航行すれば、リーフにより波が打ち消されるというアドバイスを思い出し、第1便復路より波による船体の動揺が小さくなると思ったこと、 及び安全管理規程の基準経路図を見たことがなく、本件経路が基準経路であると思い込んでいたことによる可能性があると考えられる。
- ◆<u>船長及び甲板員が、旅客に船体の動揺が少ない後方の客室に座るよう船内放送等による案内や誘導を行わなかったこと、及び船長が、旅客に</u>シートベルトの着用を周知しなかったことは、本事故の発生に関与した可能性があると考えられる。
- ◆<u>同社が、安全管理規程に基づき、乗組員に対し、'安全管理規程の内容である運航基準及び作業基準並びに荒天時の旅客の安全対策'(同社の</u>運航基準等)について、適切な安全教育を行っていなかったことは、本事故の発生に関与した可能性があると考えられる。

## [同社に対する勧告内容(別添1)] (H23.3.25)

1. 安全管理規程等に係る安全教育について

同社は、同社の運航基準等について、乗組員に対し、荒天時の 安全運航方策等の内容を踏まえた適切な安全教育を継続的に行 い、これらを乗組員に遵守させること

2. 運航する旅客船の実情に応じた荒天時安全運航マニュアルの作成及び遵守について

同社は、安全管理規程を確実に実施するため、運航する旅客船の大きさ、客室の状況などを考慮して、経路、速力、シートベルトの着用、船体の動揺の少ない客室への誘導など、荒天時の安全対策について検討し、荒天時安全運航マニュアルとしてとりまとめ、同マニュアルを乗組員に教育し、確実に遵守させること

## [同社から提出された実施計画(別添2)] (H23.12.1)

- 1. 安全管理規程等に係る安全教育についての実施計画
- ①旅客船の安全運航等についての安全教育の実施 (安全講習会年間教育実施計画書)
- ②教材(DVD教材、安全管理規程等)
- ③他の交通分野の専門家等の講師依頼
- ④運航管理者等が乗組員に対して、理解度のヒアリング実施
- 2. 運航する旅客船の実情に応じた荒天時安全運航マニュアルの作成及び遵守についての実施計画
- ①既存の安全方策に「荒天下における旅客への安全対策要領」と各航路の運航基準図に「荒天時運航の注意事項」を記載したものを添付して「荒天時安全運航マニュアル」を作成
- ②同マニュアルを安全講習会等での乗組員の安全教育資料とする